時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

# 時事新報

明治廿六年十二月廿二日金曜日
舊暦癸巳十一月十五日（癸巳）
日出午前六時四十九分
日入午後四時三十一分
月出午後三時十六分
月入午前五時三十四分
滿潮午前三時四十三分
　　午後四時十分
（西暦一千八百九十三年）
年始より三百五十六日
年末まで九日

## 歳首歳末の時事新報

來る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を四日に延べ一日二日三日の三日共發刊す

## 廣告申込の締切期限

來る三十一日より一月二日迄の紙上は例年廣告掲載の依頼頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙數を増刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應ずる能はざる事あるべし

三十一日の紙面に掲ぐる廣告　來る二十九日限り
一日の紙面に掲ぐる廣告　同
二日の紙面に掲ぐる廣告　來る三十一日限り

## 時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘 ○一箇月　前金五拾錢 ○三箇月　前金壹圓四拾五錢 ○六箇月　前金貳圓八拾五錢 ○一箇年　前金五圓六拾錢 ○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

## 時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金六拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金三拾錢　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯徳、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
|---|---|---|---|
| 一行ニ付 | 十三錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

## 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と思ひ込む方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

## 時事新報

## 大に反省す可し

昨今議會の内外に喧しき彼の條約勵行云々の説は國交際上容易ならざる事件にして若しも實際に行はれたらんには其結果の如何なる可きやは論者自身と雖も直に了解することならん然るに公然之れを唱へて怪しまざるは眞實之の實行を期するに非ず唯此の種の難題を持出して政府の當局者を苦しめんとの趣向に外ならざる可し果して斯る趣向のものならんには當局者も別に掛念に及はず只取合はずして可なるが如くなれども實際に然る能はざる所以のものは事、外交に關して自から捨置き難き意味あり其上に又一つには當局者自身が平生の言動に於て自から招たるの弱味あればなり我輩の屢ば述べたる如く明治十四五年の頃政府が遽に教育の風を一變して古學の精神を復活し自尊自大内外の差別論を明にして其差別論は自然に排外守舊の氣風を養成し知らず識らずの間に天下の人心を動かしたるが如きは今日の難題を招くの一大原因にして如何に辯解するも致方なき處なれども假りに一歩を讓り是れは事の遠因として姑く擱くも現時の當局者中には間接直接に條約論を論じて自から方針を明言したる者あり其言こそ直接に自から苦しむ所の最近因なる可し明治二十二年大隈伯の條約改正の時に當りて正反對の説を爲したる人は今日の内閣に位し當時その反對の趣意は外人を日本の裁判官に採用するは國權を傷くるものなり即ち大隈の改正案は對等の旨に背くとの立言なりき然かのみならず伊藤内閣の政府が議會に對して條約改正の方針を説くに當り凡そ國として有す可きの權利を得、國として盡す可きの義務を全くするに在りと公言したるは益ます對等條約の期成を明にしたるものなり前年既に他の改正案に滿足せずして今又自ら對等約の期成を公言したるからには果して自身に其成算あるや否や若しも之あらば直に着手す可き筈なるに又一方には人心の歸一云々など漠然たる辭柄を設けて更に實效を示さず我輩の素より感服せざる所なれども今更ら人の弱味に乘じて痛論するは不本意なるが故に好きほどに之を差置くも政府に反對の民論より見るときは當局者を苦しむるに屈強の口實を得たることなれば如何でか默止す可けんや政府は既に對等條約さへも實行す可しと斷言したるに非ずや況んや現行條約の勵行の如き之を難んずるの理由はある可らず云々と論及するは勢の正に然る所にして政府自から其口實を與へたるものに異ならず今日の當局は當局者が漫に空威張したる反動にして自業自得と云はるゝも聊か辯解に困却することならん昔し徳川政府末路の當局者は鎖港攘夷の處分に就き浪士輩の攻撃に苦しむの餘り姑息にも京師の命に應じて其實を擧ぐることを請合ひたりき當時の浪士輩固より鎖攘の行ふ可らざるを知らざるに非ず唯政府を苦しむるが爲めに京師の論を動かして其實行を幕府に促したるのみ政府の當局者も亦一時の難を免れんとして表面に請合ひたるまでのことなれども既に之を請合ひながら其實を擧ぐるを得ず是に於てかますます攻撃の口實を與へて遂に大困難を招くに至れり萬々出來ざること知りながら目前の難を避くるが爲めに鎖攘の大事を請合ひたる幕末當局者の姑息手段只驚くの外なし遂に浪士輩の爲めに倒されたるも自業自得と云はざるを得ず今の當局者に對等條約成就の見込ありや否や果して之あらば直に實行す可し勵行云々の説の如き何にも掛念するに足らざる所なれども若しも一時の方便として唱へたるものならば幕末と同様の結果なきを期す可らず思ふに政府當局の元老中には幕末の浪士にして鎖港攘夷の説を以て時の政府を苦しめたる人もある可し自から人を苦しめたるものは自から此中の消息を解す可き筈なれば目下の事情を篤と分別し大に反省して當年の愚を學ぶに至らざらんこと我輩の餘所ながら忠告する所なり

## 官報

○勅令

朕師團監督部條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十二月二十日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百五十七號

明治二十三年勅令第五十六號師團監督部條例中左ノ通改正ス

第一條中「陸軍司計部」ノ五字及「近衛及第一師團監督部ニ在テハ司計部ヲ除ク」ノ割註ヲ削ル

附則

本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

勅令第二百五十七號參照

勅令第五十六號師團監督部條例（明治二十三年三月二十八日官報）抄錄

第一條　師團監督部ハ師團司令部所在ノ地ニ之ヲ置キ陸軍司計部陸軍糧餉部陸軍經營部ヲ管理シ（近衛及第一師團監督部ニ在テハ司計部ヲ除ク）軍隊會計事務ヲ監督シ陸軍官衙會計事務ヲ監視シ總テ官金ノ收支官有物出納ニ關スル計算及物件（銃砲彈藥工具材料及其他ノ兵器ハ除ク）ヲ檢査シ且管區内軍吏部士官下士ノ人事ヲ掌ル所トス

朕陸軍司計部條例廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十二月二十日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百五十八號

明治二十三年勅令第五十七號陸軍司計部條例ヲ廢ス

附則

本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

朕市町村立小學校教員任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十二月二十日　文部大臣井上毅

勅令第二百六十號

市町村立小學校教員任用令

第一條　市町村立小學校教員ハ市長又ハ郡長ノ推薦ニ由リ小學校教員檢定委員ノ銓衡ヲ經テ府縣知事之ヲ任ス

第二條　小學校教員檢定委員ハ府縣知事ノ指命スル所ノ府縣高等官及判任官各一人尋常師範學校長及其ノ教員二人ヲ以テ組織ス

第三條　明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第五十九條第一項第二項第三項ハ削除ス

勅令第二百十五號小學校令（明治二十三年十月七日官報）抄錄

第五十九條　市町村立小學校ノ教員ハ市町村長ニ於テ薦擧スル所ノ三名以下ノ候補者ニ就キ府縣知事之ヲ任スルモノトス

府縣知事ハ前項ノ候補者適當ナラスト認ムルトキハ再ヒ薦擧ヲナサシメ猶適當ナラスト認ムルトキハ薦擧ニ依ラスシテ直ニ之ヲ任スヘシ

本條第一項ノ薦擧ハ教員ノ缺員ヲ生シ又ハ新ニ其位地ヲ設ケタル日ヨリ二十八日以内ニ之ヲ施行シ第二項ノ薦擧ハ其薦擧ヲ命セラレタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ施行スヘシ若シ此期限内ニ施行セサルトキハ府縣知事ハ薦擧ニ依ラスシテ直ニ之ヲ任スヘシ

○司法省令第十八號

本年司法省令第十號區裁判所出張所及登記所管轄區域表中左ノ通改定ス

一　大坂地方裁判所管内
村ヲ守口出張所ノ管
一　岡山地方裁判所管内
出張所ノ管轄トス
新見區裁判所刑部出
ノ管轄トス
一　德嶋地方裁判所管内
村大字大寺ニ移シ大
明治二十六年十

○内務省告示第七十一號
一　曆家　甲斐國
必要晴雨鑑
右出版物ハ略本曆類似ス
明治二十六年十
一　明治二十七年甲午年　京都市上
一　散逸開運顯星錄
右出版物ハ略本曆類似ス
明治二十六年十

## 雜報

○東京府會　は一
開議に先だち府知事よ
員の年數即ち七名の改
者を定められたしとの
欠席事故審査委員には
の三氏を、決算報告調査
山本新平、風祭甚三郎、
る旨の報告ありて將に
郎氏より本會に提出す
して提出すべしとの説
議案を市部へ提出すべ
との説を提出せしに多數
第二號教育費二讀會の
りしに風祭甚三郎氏は
尋常中學校は存續し置
しとの動議を起したり
は實に長足の進歩をな
所の外に屈指の私立校
へ入學するを得る學校
税を支出して府立の尋常
もなし府政は若しも頑
干渉主義を取るものな
の冀望を容れ廢止する
や伴直之助氏は廢校說を
に尋常中學は無用の長
なければ遽に本項を削除
廢校するは宜しけれども
問す風祭氏は之に答へて
廢校せば特別認可學校に
るに及ばずと陳べ秋虎太
表するものなりとて痛く
教育の程度の劣等にして
御役人的の學校にして
る立派に試驗を受けて
學に入るものあらんや
試驗にて高等中學に入
屈的生徒の淵叢なりと
置委員の報道をなさんと
決すべしと云ふものあ
風祭氏の廢校說を採決
三十四名の起立即ち一名
小嶋氏は常置委員の修正
職給與金、旅費、備品并